

質 問 書

2020年8月4日

「パプアニューギニア国ココポ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト」

(公示日:2020年7月22日/公示番号:20a00234)について、質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.5 第1 企画競争の手続き 7. プロポーザル等の提出 (6)見積書 5)その他留意事項	ポートモレスビー市及びモロベ州レイ市については、宿泊料単価を一律15,500円/泊としますが、第1回詳細計画策定結果のP.9には、ココポのホテル代が非常に高価であり、治安・セキュリティにも留意する必要があるとの記載があるとおり、活動の中心となるココポやラバウルでのホテル代は高額です。ココポ・ラバウル地区での宿泊費については、調整宿泊料単価が適用されないということでしょうか。	ココポ・ラバウル地区での宿泊費は、宿泊単価の調整は適用されます。本プロポーザルでは、ココポ・ラバウル地区での宿泊費は、便宜的に15,500円/泊として計上下さい。契約交渉において、必要に応じて単価増額の交渉をさせていただきます。
2	P.5 第1 企画競争の手続き 7. プロポーザル等の提出 (6)見積書 P.22 第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (8)パイロットプロジェクトについて P.31 第4 業務実施上の条件 6. 現地再委託	プロポーザルにおいては、パイロットプロジェクト実施費用として1,000万円を計上し、その実施内容などについて現在考えられるアイデアを提案すること、とありますが、企画競争説明書のP.31で再委託が現在想定されていないパイロットプロジェクトも一部を再委託で実施することを提案することは可能でしょうか。	可能です。 パイロットプロジェクトに再委託を想定する理由を含めて記載ください。その場合も、パイロットプロジェクトの実施費用は、再委託費含め1,000万円として計上ください。

3	P.11 1. プロポーザルに記載されるべき事項 (3)業務従事予定者の経験、能力 2)評価対象業務従事者の経歴	P.11にある評価対象業務従事者の『業務主任者／都市計画』は、他のページにある通り『業務主任者／開発計画』でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。誤記でしたので、『業務主任者／開発計画』と読み替えて下さい。
4	P.15 1. プロジェクトの背景	2020年7月に署名されたR/Dを共有していただけないでしょうか。	共有いたします。
5	P.16 2. プロジェクトの概要 (5)対象地域及び範囲 5. 業務方針及び留意事項 (1)対象地域と対象セクターについて	対象地域に Gazelle District の 2 つの Rural LLG が含まれていますが、産業団地の計画地は、対象地域に含まれていない Livuan/Reimbe RLLG と Rabaul District の境界あたりに予定されているので、計画対象地域に Livuan/Reimbe RLLG も含まれるということでしょうか。	産業団地については、広域道路を地域インフラの観点から検討することになり、Livuan/Reimbe RLLG をわずかですが一部含み検討することを想定しています。また、この点について、調査開始時に東ニューブリテン州政府に再確認を取り進める必要がある点となります。
6	P.16 <u>5. 実施方針及び留意事項</u> (1)対象地域と対象セクターについて	16 ページ「対象地域」に指定されている「広域インフラである幹線道路、空港、港湾」の範囲と、17 ページの図が整合していません。図を正しいとすると、対象範囲の「Gazelle RLLG」は「Central Gazelle RLLG」と修正し、図にある「Livaun Reimber RLLG」を加えるべきと考えますが如何でしょうか？	ご理解の通りです。また、Livuan/Reimbe RLLG については、上記5の通り一部含めて検討することを想定しています。

7	<p>P.19 5. 実施方針及び留意事項 (4)ベースマップについて</p> <p>P.25 6. 業務の内容 (11)インフラ開発計画の策定</p>	<p>ベースマップは、1:25,000 のスケールで作成することになっていますが、本件で策定するインフラ開発計画のスケールは幾らと想定されているでしょうか。インフラ開発計画のスケールに係る条件が何かありますでしょうか。</p>	<p>インフラ開発計画のスケールは 1/25,000 を想定しています。</p>
8	<p>P.20 5. 実施方針及び留意事項 (5)インフラ開発計画の立案について</p> <p>3)市街地の土地利用計画について</p>	<p>ここでいう土地利用計画とは、土地利用規制や建築規制のために実際に使える道具となるゾーニング図が含まれるのでしょうか。それとも、土地利用の方向を示す計画図(土地利用方針図)のみであり、別の検討と手続きを経て、規制のための土地利用ゾーニング図等が東ニューブリテン州政府によって作成されるということでしょうか。</p> <p>本業務で行う土地利用計画の検討には、正式な承認手続きを経るための計画書や図面(土地利用方針図、土地利用ゾーニング図)の作成までが含まれているのでしょうか。</p>	<p>本業務で行う土地利用計画の検討は、土地利用の方向性を示すものであり、正式な承認手続きを経るための計画書、図面ではありません(本業務に、承認手続きに必要な書類の作成や承認手続き支援は含みません)。</p> <p>一方、対象市街地は限られることから、土地利用計画の検討は、「既存の土地利用計画図(土地利用ゾーニング図)」を活用して検討し、アウトプットとして、土地利用ゾーニング図を作成することを想定しております。</p>
9	<p><u>5. 実施方針及び留意事項</u> (7)Pre-F/S について</p>	<p>企画競争説明書には、Pre-F/S について「港湾ないしは道路案件が候補と想定される。」と記載があるため、プロポーザルでは上水や電力分野の資金協力に係る要員計画等については提案する必要はないと理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p> <p>なお、Pre-F/S の対象インフラが決定した段階で、必要に応じて契約変更を行うことを想定しています。</p>

10	<p>5. 実施方針及び留意事項 (7)Pre-F/Sについて</p>	<p>プロポーザルにおいては、Pre-F/S の実施のために 3.0MM を計上することとありますが、この 3.0MM には経済財務分析をするための MM も含まれていますでしょうか。</p>	<p>Pre-F/S(3.0MM)は、FS を実施の要否を検討する概略の検討となります。その観点から、概略の経済財務分析をすることを想定しています。</p>
11	<p>P.24 6. 業務の内容 (3) ENBP-EDP 並びに ENBP-SDP のレビュー</p>	<p>ENBP-EDP 並びに ENBP-SDP の評価報告書のレビューに基づくこれら 2 つの開発計画の改善及び Provincial Medium Term Development Plan の策定に係るアドバイスとは、州全域、全セクターについてのレビューとアドバイスすることを意味しているのでしょうか。 もしくはココポ・ラバウル地区とそこに関するエリアに限り、本件で扱うインフラセクターに限って、レビュー・アドバイスすることを意味しているのでしょうか。</p>	<p>同活動は、州全域・全セクターを対象とします。しかし、同活動は、東ニューブリテン州政府がローカルコンサルタントに委託し作成している「評価報告書」へのアドバイスであり、JICA 調査団が評価報告書を作成するものではありません。 また、Provincial Medium Term Development Plan は、ENBP-EDP 及び ENBP-SDP を踏まえ東ニューブリテン州政府自身で作成するものです。この計画策定に当たり、必要に応じてアドバイスをを行う活動であり、JICA 調査団が Medium Term Development Plan を作成するものではありません。</p>
12	<p>P.27 6. 業務の内容 (19)ファイナルレポートの作成・説明・協議</p>	<p>通常の貴機構のプロジェクトにおいては、ファイナルレポートの提出をもって、業務終了となるかと思いますが、本業務では、ファイナルレポートの説明と協議を貴機構や現地政府とすることが想定されているのでしょうか。</p>	<p>こちらは誤記でしたので、「(19)ファイナルレポートの提出」に修正したいと思います。</p>
13	<p>P.30 第4 業務実施上の条件 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案) (2)業務従事者の構成(案)</p>	<p>10)パイロットプロジェクト／研究計画は、正しくは、パイロットプロジェクト／研修計画でしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。誤記でしたので「パイロットプロジェクト／研修計画」に修正したいと思います。</p>

14	<p>P.30 第4 業務実施上の条件 3. 相手国の便宜供与</p> <p>第 1 回詳細計画策定結果 P.9</p> <p>Draft R/D</p> <p>オフィススペースについて</p>	<p>Draft R/D では、パプアニューギニア政府側の便宜供与として JICA 調査団のオフィススペースが含まれていますが、第 1 回詳細計画策定結果 P.9 にオフィススペースを州政府提供が困難であることも想定されると記載があります。</p> <p>特に団員数が多いプロジェクトの現地活動の開始直後の 3 か月間くらいの期間分について、オフィススペースを調達する費用として、民間ホテルの会議室等の借上げ費を積んでもいいでしょうか。</p>	<p>プロポーザルにおいて、民間ホテル会議室の借上げ費を 3 か月程度積んで頂くことは問題ありません。なお、この費用は公平性の観点から、外見積もりで計上下さい。</p>
15	<p>P.30 第4 業務実施上の条件 3. 相手国の便宜供与</p> <p>Draft R/D P.11-13</p> <p>カウンターパート旅費について</p>	<p>S/C 及び TWG 共に、中央省庁と東ニューブリテン州政府の方で構成されていますが、TWG を含めると会議参加のためにパプアニューギニア政府側のカウンターパートが複数回ポートモレスビー-ココポ間の移動を要することになるかと思えます。S/C 及び TWG のメンバー組織が旅費の支払いができない状況になってしまい、プロジェクトが滞ることのないように、カウンターパートの旅費を見積書に積んでおく必要はありますでしょうか。</p>	<p>カウンターパートの旅費を計上することは不要です。R/D においても TWG の旅費は PNG 側で負担することを確認しております。</p>

以上